

青少年指導者等顕彰実施要領

全国青少年育成県民会議連合会

(趣旨)

第1 この要領は、全国青少年育成県民会議連合会に加盟する各都道府県の青少年指導者で、青少年の健全育成について顕著な活動をしたと認められる者を顕彰し、その活動を更に奨励するとともに、明るい社会建設のための気風を醸成し、青少年の健全育成に資することを目的とする。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象となる者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 各種の青少年団体の発展に貢献し、著しい成果をもたらした青少年指導者であり、現在も活動していること。
- (2) 前号の在職期間が、10年以上であること。
- (3) この事業の趣旨に沿った活動により、青少年育成都道府県民会議会長又は都道府県知事の表彰を前年度までに受けていること。
- (4) 内閣府特命担当大臣表彰を過去に受けていないこと。

(推薦方法)

第3 推薦方法は、次のとおりとする。

- (1) 青少年育成都道府県民会議会長が推薦する。
- (2) 青少年育成都道府県民会議会長は、様式1により推薦書を作成し、推薦報告書とともに全国青少年育成県民会議連合会会長に提出する。

(選考)

第4 全国青少年育成県民会議連合会選考委員会で、推薦のあった表彰対象者について選考し、被表彰者を決定する。

(表彰)

第5 全国青少年育成県民会議連合会総会において表彰する。

附 則

この要領は、平成27年度から施行する。

青少年指導者等奨励賞 実施要領

全国青少年育成県民会議連合会

(趣旨)

第1 この要領は、全国青少年育成県民会議連合会に加盟する各都道府県の青少年指導者で、青少年活動リーダーとして青少年活動に従事し、活動を維持発展させると共に、後進の指導に功績のあったと認められる個人を奨励し、青少年育成活動をさらに推し進めるように顕彰する。

(顕彰の対象)

第2 顕彰の対象となる者は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 各種の青少年団体の発展に貢献し、著しい成果をもたらした青少年指導者（中堅指導者）であり、現在も活動していること。
- (2) 前号の在職期間が、10年以上であること。
- (3) この事業の趣旨に沿った活動により、青少年育成都道府県民会議会長又は青少年育成市町村民会議会長、又はそれと同等と見なされる団体の表彰を、前年度までに受けていること。
- (4) 内閣府特命担当大臣表彰を過去に受けていないこと。

(推薦方法)

第3 推薦方法は、次のとおりとする。

- (1) 青少年育成都道府県民会議会長が推薦する。
- (2) 青少年育成都道府県民会議会長は、様式1により推薦書を作成し、推薦報告書とともに全国青少年育成県民会議連合会会長に提出する。

(選考)

第4 全国青少年育成県民会議連合会選考委員会で、推薦のあった表彰対象者について選考し、被表彰者を決定する。

(表彰)

第5 全国青少年育成県民会議連合会総会において表彰する。

附 則

この要領は、平成29年度から施行する。